

第82号議案

蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年12月3日提出

蒲郡市長 鈴木寿明

蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

国に対し、普通財産の無償貸付又は減額貸付をすることができるようとするため提案する。

蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表のよう改める。

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
(普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) <u>国、他の地方公共団体</u> その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき。 (2) (略)	(普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第4条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) <u>他の地方公共団体</u> その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益事業の用に供するとき。 (2) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。